

労働基準関係法令指導員による 助言・相談（無料）のご案内

労働基準関係法令指導員とは

労働基準関係法令は、労働基準法を始め、労働者の労働条件や安全衛生についての最低基準を定めた法令で、全ての労働者を使用する事業者等が必ず守らなければならないとされているものです。そのため、特に事業者は労働基準関係法令を知って遵守しなければなりません。よく分からなかったり、困ったりすることがあるかと思います。労働基準関係法令指導員は、そのような事業者さんのために事業場にお伺いして、相談や助言を行う厚生労働省の非常勤職員です。

Point1

指導員が直接事業場へ出向きます。通常、事業者等の方が労働局などに出向いていただく必要はありません。

Point2

労働基準関係法令指導員による助言指導は、次のような相談などをすることができます。※助言に当たっては御相談を持ち帰ってから行うことがあります。

36協定って何？

法定労働時間を超えた残業などをさせる場合には36協定の締結と届出がなければ違反です！

労働時間管理って何をすればいいの？

時間管理が不適正だと、思わぬ長時間労働や賃金不払残業（サービス残業）が発生してしまいます！

労働者の労務管理はどうしたらいいの？

労務管理が適切でないと、労働者との関係が悪くなったりして、思わぬトラブルを引き起こすこともあります。

Point3

労働基準関係法令指導員による助言指導は、無料です。そして国の制度なので安心して利用することができます。

Point4

お申し込みはお気軽に裏面のFAXかお電話で。裏面に所定事項を書き込んでいただき、そのままFAXしてください。電話054-254-6352でもお受けできます。